

宍粟市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 ボランティア活動を行うグループ・団体が、主体的に地域活動へ参加することを促進し、安定的にかつ継続的に活動を行うことを支援するため、助成金を交付することにより、宍粟市民の地域福祉向上の推進に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次の要件をすべて満たしているボランティアグループ・団体とする。

- (1) 宍粟市内において継続的にボランティア活動を行うボランティアグループ・団体であること。
- (2) 宍粟市ボランティア・市民活動センターに登録しているグループ・団体であること。
- (3) グループ・団体の構成人数が3人以上であること。
- (4) グループの主たる活動が、主として特定非営利活動促進法第2条別表（別表1）に掲げる活動分野のグループ・団体であること。
- (5) 一年間で、ボランティア活動（事業）を4日以上行っていること。
- (6) 会費収入をもって活動にかかる経費に充当していること。
- (7) その他、宍粟市社会福祉協議会会長が認めたグループ・団体。

(助成対象経費及び助成金額)

第3条 助成の対象となる経費及び助成額は、予算の範囲内で「別表2」に掲げるとおりとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものはその期日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。申請書が提出された後、宍粟市社会福祉協議会はすみやかにボランティア活動助成金交付審査委員会（以下「委員会」という。）を開き、助成金の交付を決定し、交付決定書（様式第3号）を通知するものとする。

2 委員会については、別に定める。

(助成金の交付)

第5条 会長は、前条の交付決定を受けたものに対し、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けたものは、指定する期日までに事業報告（様式第2号）を提出するものとする。

3 虚偽または不正な手段によって助成金の交付を受けたものは助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(会計年度)

第6条 この事業の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めない事項で必要が生じたときは、別に社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日より施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表 1

助成対象とする活動分野（特定非営利活動促進法 第2条別表より）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

別表 2

助成の対象となる経費及び助成額等

助成対象	助成の対象となる経費	助成額
ボランティア グループ・団体	1 ボランティア災害共済の掛け金 2 グループ・団体の活動を振興するための学習及び研修に直接かかる経費 3 ボランティア活動に要する経費 4 その他、宍粟市社会福祉協議会会長が必要と認めた経費	上限を10,000円とする